

令和8年度 監査計画

藤沢市監査委員

藤沢市監査事務処理規程に基づき、令和8年度監査計画を次のとおり定めるとともに、法令、藤沢市監査基準等に基づき監査を実施するものとする。

1 基本方針

本市の事務の管理及び執行等について、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点により監査等を実施する。

また、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、リスクが高い項目に監査資源を配分し、効率的かつ効果的に監査を執行するよう努める。

さらに、実態を把握するため可能な限り現場視察を行う。

ただし、急激な社会情勢の変化等の状況によっては、監査資源の配分又は監査計画の見直しを適宜行った上で監査を実施する。

2 実施予定の監査等

(1) 財務監査（法※第199条第1項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

ア 定期監査（法第199条第4項）

(ア) 実施内容

- 部局を単位として3年ごとに実施する。
- 調査項目は、前回までの調査における問題点、調査対象課で生じたリスク事案、内部統制制度において想定されるリスク及び事務事業についての情報収集・運用状況の観察等から明らかとなったリスク等を勘案して決定する。
- 内部統制が十分に整備・運用されていることが適正な事務を執行する上で重要な意義を持つことから、監査委員によるヒアリングを実施し、事務事業の課題、問題、効率化に対する取組状況等を把握し、必要に応じて改善に向けた助言を行う。
- 経済性、効率性及び有効性の視点から改善に向けた助言を行う。
- 早期の是正・改善が見込めない課題がある場合は、部局総務課等と連携し意見を行う。
- 監査結果が事務事業の改善に資することとなるように、勧告事項・指摘事項に対する措置状況、改善状況の進行管理（フォローアップ）を行う。

(イ) 実施時期・対象部局

第1期（9月～10月）	第2期（11月～12月）	第3期（1月～3月）
生涯学習部	市長室	福祉部
消防局	市民自治部	健康医療部
	市民病院	

(注) 監査結果によっては、対象部局以外に関連する課題等について指摘や意見要望をする場合がある。

(ウ) 予備調査期間

より効果的に監査を実施するため、4月から各実施時期までの間を予備調査期間とする。

なお、この間には必要に応じて監査事務局職員による予備ヒアリングの実施や資料提供等を依頼する場合がある。

イ 随時監査（法第199条第5項）

監査委員が必要と認めるときは、いつでも財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する。随時監査については、次の監査を基本的実施する。

(ア) 工事監査

a 実施内容

実施件数、実施手法については、請負工事総件数を踏まえ、別途検討し決定する。

b 実施時期

9月～3月

(イ) 工事請負契約監査

a 実施内容

契約課が入札執行した工事請負契約から抽出・選定して監査する。

b 実施時期

実施時期については、契約課と別途検討し実施する。

(ウ) 学校監査

a 実施内容

藤沢市立の小学校、中学校及び特別支援学校へローテーションにより隔年度、往査して財務に関する事務、施設、物品の管理状況について監査する。

b 実施時期（隔年度）

実施時期については、教育総務課と別途検討し実施する。

(2) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

ア 実施内容

- 現金の出納並びに月末日における預金・有価証券残高、釣り銭等の保管状況及び公共料金準備金を検査する。
- 歳入及び歳出の執行状況を検査する。
- 資金前渡金（月まとめ分）の精算状況を検査する。

イ 実施時期

毎月監査事務局と代表監査委員で検査し、原則として4月（前年12月～2月分）、7月（3月～5月分）、10月（6月～8月分）、1月（9月～11月分）に他の監査委員に結果を報告する。

資金前渡金の精算状況の検査は、年2回実施する。

（3）決算審査（法第233条第2項及び公企法※第30条第2項）

ア 実施内容

- ▶ 令和7年度一般会計及び特別会計、地方公営企業会計（下水道事業費、市民病院事業）において会計処理が関係法令等の規定に準拠して適法かつ正確に行われ、予算どおりに執行されているか審査する。
- ▶ 決算書、政令で定める書類等関係資料が法令の定めるところに従って調製され、適正に表示されているか審査する。
- ▶ 財政状況や経営状況について分析し、健全財政に向けた意見を付して「決算審査意見書」を市長に提出する。
- ▶ 保有有価証券を実査する。
- ▶ 必要に応じて地方公営企業の固定資産について実査を行う。

イ 実施時期

6月～8月

（4）財政健全化判断比率審査（健全化法※第3条第1項）

ア 実施内容

- ▶ 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証する。
- ▶ 健全化判断比率が適正であるかどうかを主眼に審査し、「健全化判断比率審査意見書」を市長に提出する。

イ 実施時期

7月～8月

（5）資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）

ア 実施内容

- ▶ 公営企業における資金不足比率の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証する。
- ▶ 資金不足比率が適正であるかどうかを主眼に審査し、「資金不足比率審査意見書」を市長に提出する。

イ 実施時期

7月～8月

(6) 行政監査（法第 199 条第 2 項）

ア 実施内容

- 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。
- 調査項目は、定期監査の実施状況及び社会環境等を考慮しながら、リスクの内容・程度を検討して決定する。

イ 実施時期（隔年度）

社会情勢や前年度の定期監査結果等から行政監査に付すべき課題が発生していた場合、必要に応じて実施する。

（注）行政監査については、部局横断的に監査を実施する場合も想定し、年度をまたいでの監査とすることも可能とする。

(7) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

監査委員が必要と認めるとき、又は市長から要求があるときに、補助金等の財政的援助を行っている団体等、市の出資法人及び指定管理者等を監査する。

ア 出資法人監査

（ア）実施内容

本市が出資や出捐を行っている法人の事業が出資や出捐の目的に沿って適正かつ経済的、効率的、効果的に行われているかどうか監査する。

（イ）実施時期（隔年度） （注）本年度は実施しない。

当該法人等を所管する部局の定期監査の実施年度に合わせて実施する。ただし、当該法人の前年度決算等の状況から、監査委員がその経営状況等について特に監査が必要と判断した場合は、この限りでない。

イ 指定管理者監査

（ア）実施内容

指定管理者が受託した公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正かつ経済的、効率的、効果的に行われているかどうか監査する。

（イ）実施時期

指定管理者評価委員会による中間評価の実施状況等を勘案し、公の施設を管理する部局の定期監査に合わせて実施することを基本とする。

ウ 補助金等交付団体等監査

（ア）実施内容

本市が財政的援助として行っている補助金等の執行が、その目的に沿って適正かつ経済的、効率的、効果的に行われているかどうか監査する。

なお、出資法人については、本市からの受託業務、補助金の執行が適正かつ経済的、効率的、効果的に行われているか必要に応じて監査する。

（イ）実施時期

部局の定期監査に合わせて、必要に応じて実施する。

3 実施の可能性が高い監査

(1) 住民監査請求による監査（法第 242 条）

財務に関する違法若しくは不当な事務又は財務の管理等を怠ることについて、住民からの請求があったときに行う監査

4 その他の監査

住民からの事後監査請求による監査（法第 75 条第 1 項）、議会からの請求による監査（法第 98 条第 2 項）、市長からの要求による監査（法第 199 条第 6 項）、市長の要求による職員の損害賠償請求に関する監査（法第 243 条の 2 の 8 第 3 項、公企法第 34 条）、市長等の要求による又は必要に応じて監査委員が実施する指定金融機関等の監査（法第 235 条の 2 第 2 項、公企法第 27 条の 2）

5 その他

監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて監査計画を適宜修正し、監査を実施するものとする。

※ 法 : 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
公企法 : 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
健全化法 : 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）

令和8年度 定期監査に合わせて実施する財政援助団体等の監査（出資法人、指定管理者）

生涯学習部	出資法人	藤沢市民会館サービス・センター（株） 所管：文化芸術課
	指定管理者	<p>（公社）藤沢市観光協会 （藤沢市ふじさわ宿交流館 指定期間 令和6年度～令和10年度） 所管：郷土歴史課</p> <p>藤沢市湘南台文化センター指定管理者共同事業体 （藤沢市湘南台文化センター 指定期間 令和8年度～令和12年度） 所管：文化芸術課</p> <p>（公財）藤沢市みらい創造財団 （藤沢市運動施設等 指定期間 令和7年度～令和11年度） 所管：スポーツ推進課</p>
市民自治部	指定管理者	<p>（特非）藤沢市民活動推進機構 （市民活動支援施設 指定期間 令和5年度～令和9年度） 所管：市民自治推進課</p>
福祉部	指定管理者	<p>（社福）藤沢市社会福祉協議会 （藤沢市老人福祉センター 指定期間 令和5年度～令和9年度） 所管：高齢者支援課</p> <p>（社福）光友会 （藤沢市太陽の家 指定期間 令和5年度～令和9年度） 所管：障がい者支援課</p>
健康医療部	出資法人	（公財）藤沢市保健医療財団 所管：地域医療推進課